

学校医等公務災害補償

市町村の設置する学校の非常勤の学校医等が公務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その災害補償を行います。

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

1 共同処理団体

24 団体 (14 市、10 町村)

市	町 村
三条市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、妙高市、五泉市、佐渡市、阿賀野市、魚沼市、南魚沼市、胎内市	聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村

2 対象職員

共同処理団体の設置する学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

3 補償基礎額

組合が被災職員に行う災害補償の算定の基礎となる日額のことで、以下のとおり定められています。

なお、被災職員に被扶養者がある場合は、一定の扶養加算があります。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令別表

医師、歯科医師 又は薬剤師とし ての経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上
学校医及び学校 歯科医の補償基 礎額	6,160 円	7,923 円	9,550 円	10,788 円	11,633 円	12,375 円
学校薬剤師の補 償基礎額	5,195 円	6,175 円	6,860 円	8,013 円	8,898 円	9,360 円

4 補償の内容

補償の種類	補償事由	補償内容																																
療養補償	公務により負傷し、又は疾病にかかった場合	<p>必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。療養の範囲は次のとおりである(療養上相当と認められるものに限る。)</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (6) 移送(通院費)</p>																																
休業補償	公務により負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務できない場合で、給与を受けないとき	<p>1日につき補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、傷病補償年金を受ける者又は監獄等に拘束若しくは収容されている者には行わない。</p>																																
傷病補償年金	公務により負傷し、又は疾病にかかり、療養の開始後1年6か月を経過しても治らず、一定の傷病等級に該当する場合	<p>第1級から第3級までの障害の状態に応じ、年金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傷病等級</th> <th>年金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1級</td> <td>補償基礎額×313</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>補償基礎額×277</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>補償基礎額×245</td> </tr> </tbody> </table>	傷病等級	年金額	第1級	補償基礎額×313	第2級	補償基礎額×277	第3級	補償基礎額×245																								
傷病等級	年金額																																	
第1級	補償基礎額×313																																	
第2級	補償基礎額×277																																	
第3級	補償基礎額×245																																	
障害補償	公務により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに一定の障害等級に該当する場合	<p>障害の程度により、第1級から第7級までは年金を、第8級から第14級までは一時金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">障害補償年金</th> <th colspan="2">障害補償一時金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1級</td> <td>補償基礎額×313</td> <td>第8級</td> <td>補償基礎額×503</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>補償基礎額×277</td> <td>第9級</td> <td>補償基礎額×391</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>補償基礎額×245</td> <td>第10級</td> <td>補償基礎額×302</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td>補償基礎額×213</td> <td>第11級</td> <td>補償基礎額×223</td> </tr> <tr> <td>第5級</td> <td>補償基礎額×184</td> <td>第12級</td> <td>補償基礎額×156</td> </tr> <tr> <td>第6級</td> <td>補償基礎額×156</td> <td>第13級</td> <td>補償基礎額×101</td> </tr> <tr> <td>第7級</td> <td>補償基礎額×131</td> <td>第14級</td> <td>補償基礎額×56</td> </tr> </tbody> </table>	障害補償年金		障害補償一時金		第1級	補償基礎額×313	第8級	補償基礎額×503	第2級	補償基礎額×277	第9級	補償基礎額×391	第3級	補償基礎額×245	第10級	補償基礎額×302	第4級	補償基礎額×213	第11級	補償基礎額×223	第5級	補償基礎額×184	第12級	補償基礎額×156	第6級	補償基礎額×156	第13級	補償基礎額×101	第7級	補償基礎額×131	第14級	補償基礎額×56
障害補償年金		障害補償一時金																																
第1級	補償基礎額×313	第8級	補償基礎額×503																															
第2級	補償基礎額×277	第9級	補償基礎額×391																															
第3級	補償基礎額×245	第10級	補償基礎額×302																															
第4級	補償基礎額×213	第11級	補償基礎額×223																															
第5級	補償基礎額×184	第12級	補償基礎額×156																															
第6級	補償基礎額×156	第13級	補償基礎額×101																															
第7級	補償基礎額×131	第14級	補償基礎額×56																															

介護補償	傷病補償年金 又は障害補償 年金の受給権 者で、一定の 障害により、常 時又は随時介 護を受けてい る場合	<p>常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して管理者が定める金額を、当該介護を受けている期間(病院等に入院している間又は障害者支援施設等に入所している間を除く。)支給する。</p>																									
遺族補償	公務により死 亡した場合	<p>(1) 遺族補償年金 配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹(ただし、妻以外の者にあつては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの若しくは60歳以上のもの又は一定の障害の状態にある者)で、職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたものに対し、年金を支給する。</p> <table border="1" data-bbox="635 801 1273 1193"> <thead> <tr> <th colspan="2">遺族の人数</th> <th>年金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1人</td> <td>ア イ以外の者である場合</td> <td>補償基礎額×153</td> </tr> <tr> <td>イ 55歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻</td> <td>補償基礎額×175</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2人</td> <td>補償基礎額×201</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3人</td> <td>補償基礎額×223</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4人以上</td> <td>補償基礎額×245</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 遺族補償一時金 ① (1)に掲げる要件に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹等に対し、一時金を支給する。 ② 遺族補償年金の受給権者の受給権が消滅し、他に同年金を受けることができる者がいないときは、①の場合に支給される一時金の額をまず算定し、その額から、既に支給した年金及び前払一時金の額の合計額を控除して残額があれば、これを一時金として上記①の者に支給する。</p> <table border="1" data-bbox="643 1601 1289 2027"> <thead> <tr> <th>支給対象者</th> <th>一時金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</td> <td>補償基礎額×1,000</td> </tr> <tr> <td>主として職員の収入によって生計を維持していた3親等以内の親族で18歳未満若しくは55歳以上又は一定の障害の状態にあるもの</td> <td>補償基礎額×700</td> </tr> <tr> <td>主として職員の収入によって生計を維持していたもの</td> <td>補償基礎額×400</td> </tr> </tbody> </table>	遺族の人数		年金額	1人	ア イ以外の者である場合	補償基礎額×153	イ 55歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻	補償基礎額×175	2人		補償基礎額×201	3人		補償基礎額×223	4人以上		補償基礎額×245	支給対象者	一時金額	配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹	補償基礎額×1,000	主として職員の収入によって生計を維持していた3親等以内の親族で18歳未満若しくは55歳以上又は一定の障害の状態にあるもの	補償基礎額×700	主として職員の収入によって生計を維持していたもの	補償基礎額×400
遺族の人数		年金額																									
1人	ア イ以外の者である場合	補償基礎額×153																									
	イ 55歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻	補償基礎額×175																									
2人		補償基礎額×201																									
3人		補償基礎額×223																									
4人以上		補償基礎額×245																									
支給対象者	一時金額																										
配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹	補償基礎額×1,000																										
主として職員の収入によって生計を維持していた3親等以内の親族で18歳未満若しくは55歳以上又は一定の障害の状態にあるもの	補償基礎額×700																										
主として職員の収入によって生計を維持していたもの	補償基礎額×400																										

葬祭補償	公務により死亡した場合	<p>葬祭を行う者に対して次のいずれか高い額を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 315,000 円 + (補償基礎額 × 30) ・ 補償基礎額 × 60
障害補償 年金差額 一時金	障害補償年金の受給権者が死亡した場合	<p>障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、既に支給した年金及び前払一時金の額の合計額が一定の額に満たないときはその遺族に対し、その差額を支給する。</p>
障害補償 年金前払 一時金	障害補償年金の受給権者が申し出た場合	<p>障害補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給する。</p>
遺族補償 年金前払 一時金	遺族補償年金の受給権者が申し出た場合	<p>遺族補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給する。</p>